

高レベル放射性廃棄物の地層処分 に関する説明会を開催します。

詳しくは HP へ！



NUMO
原子力発電環境整備機構

東京都港区芝4丁目1番23号 三田NNビル2階
TEL : 03-6371-4003

携帯電話のご利用マナーにご協力ください。また、歩きスマホはご遠慮ください。
優先席付近では、混雑時には、携帯電話・スマートフォンの電源をお切りください。

北海道の皆さまへの御礼と

国民的議論に向けて

北海道すつちよう寿都町と神恵内村かもえないむらで実施している
「文献調査」について、報告書を公表しました

日本では、原子力発電に伴って発生する高レベル放射性廃棄物を「地層処分」することが法律※で定められています。

地層処分手業を進めるにあたり、その第一段階となる「文献調査」を北海道（寿都町・神恵内村）と佐賀県で実施させていた

だいております。

北海道においては、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり受け入れ難いとする条例が制定されています。鈴木直道知事からは、「この条例制定の趣旨を踏まえ、仮に概要調査に移行しようとする場合には現時点で反対の意見を述べる」とのお考えが示されています。

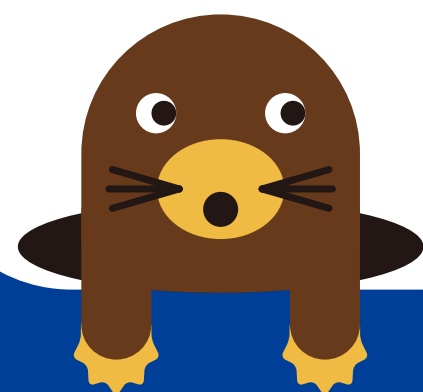
また両町村の皆さまからは、「対話の場」等を通じて議論を深めていただき、様々なご意見をいただきました。

そのような中、調査にご協力を賜りました道内全ての皆さま、とりわけ地元の寿都町と神恵内村の皆さまに心より御礼を申し上げます。この度の文献調査の結果につきましては、丁寧にご説明をしております。

本事業は、原子力発電でつくられた電気をこれまでも多く使ってきた現世代で道筋をつけ、全国で議論・検討するべき課題です。北海道知事からも、国民的議論の必要性についてご指摘をいただきました。

私どもは、北海道知事のお考え、地元の皆さまの想いをしっかり受け止めるとともに、まずは全国の方々にこうした北海道の状況を知っていただきたいと考えています。地層処分の問題が全国的な議論となるよう、積極的に働きかけてまいります。

※特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律



◀ NUMO キャラクター：グーモ